

令和3年度 広島県働きがい向上促進支援補助金 公募要領

提出・問合せ先

〒730-8511 広島県中区基町 10-52

広島県商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課

TEL 082-513-3340 (ダイヤルイン)

Mail syokaikaku@pref.hiroshima.lg.jp

受付時間 9:00~12:00 / 13:00~17:00 月~金曜日 (閉庁日を除く)

目次

1	事業の目的	P1
2	事業の概要	P1
3	補助対象者	P2
4	補助対象経費・留意事項	P3
5	補助額	P6
6	補助金の支払い	P6
7	事業の流れ	P7
8	申請手続き等	P8
9	補助事業の実績報告について	P8
10	補助事業期間	P9
11	交付決定予定件数	P9
12	選定方法	P9
13	スケジュール	P10
14	その他	P11
	申請書記載例	P13

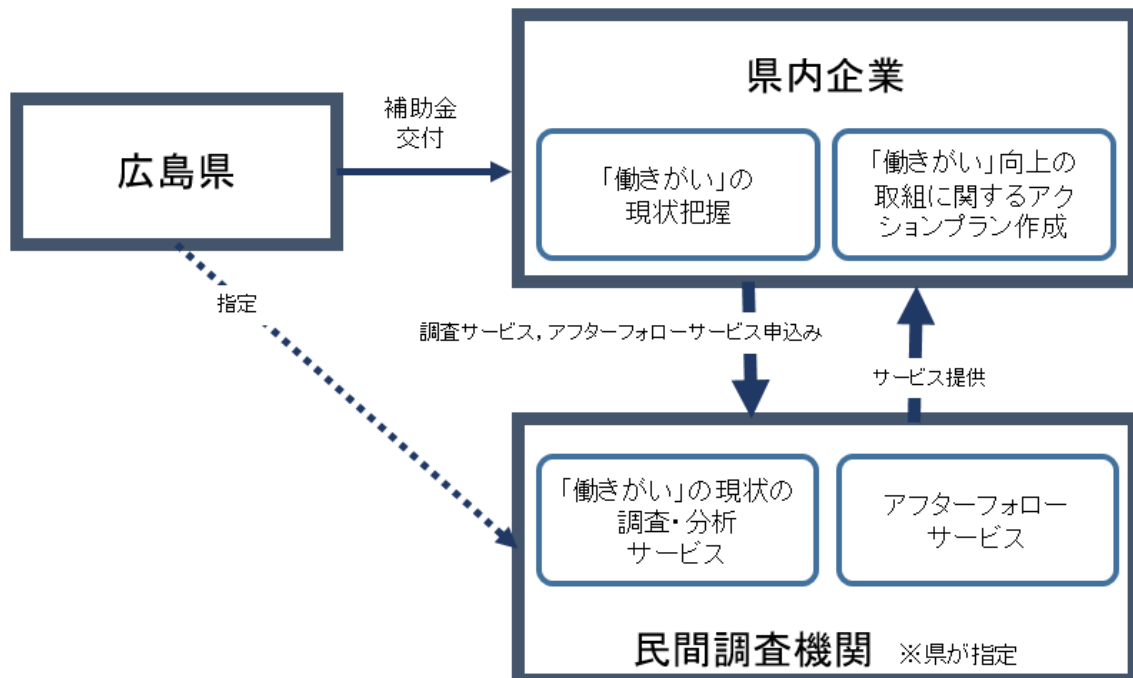
1 事業の目的

本補助金事業は、働き方改革において働きがい向上に取り組む意欲のある県内中小企業等に対して、民間調査会社の有する、自社の「働きがい」の現状を調査・分析するサービス等の利用経費の一部を補助することにより、県内中小企業等が積極的に働きがい向上に取り組み、経営メリットの発現につながる働き方改革を加速させることを目的としています。

2 事業の概要

県内中小企業等が、広島県が指定する民間調査会社の調査・分析サービス及びアフターフォローサービスを利用し、自社の「働きがい」の現状を把握し、「働きがい」向上の取組に関するアクションプランを作成することに対して、県はその経費の一部を補助することとします。

(事業イメージ)



3 補助対象者

交付申請を行うには、次の（１）～（９）の全ての条件を満たす必要があります。

（１） 県内に本社を置く中小企業者等であること。

業種分類	ア又はイのいずれかの条件を満たすこと （⑨～⑫はイの条件を満たすこと）	
	ア 資本金の額 又は出資の総額	イ 常時使用する 従業員の数
① 製造業，建設業，運輸業	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5,000万円以下	50人以下
④ サービス業 （ソフトウェア業又は情報処理サービス業，旅館業を除く）	5,000万円以下	100人以下
⑤ ゴム製品製造業 （自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに 工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦ 旅館業	5,000万円以下	200人以下
⑧ その他業種（上記以外）	3億円以下	300人以下
⑨ 医療法人，社会福祉法人		300人以下
⑩ 学校法人		300人以下
⑪ 財団法人（一般・公益），社団法人（一般・公益）		上記①～⑧の業種分類に 基づき，その主たる業種 に記載の従業員数以下
⑫ 特定非営利活動法人		上記①～⑧の業種分類に 基づき，その主たる業種 に記載の従業員数以下

※「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味します。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しないものとします。

(2) **働き方改革に取り組んでいること。**(下記いずれかに該当する必要があります。)

□「広島県働き方改革実践企業認定制度」において、認定を受けていること。

□「広島県働き方改革実践企業認定制度」認定企業ではないが、以下の全項目に該当していること。

- ・働き方改革に取り組んでいる。
- ・働き方改革の意義を理解している。
- ・働き方改革の方針・目標がある。
- ・働き方改革の推進役がいる。
- ・具体的な取組がある。
- ・働き方改革の取組による成果がでている。

(以下2点は必須)

直近1年間での常用雇用の総実労働時間(1人あたり1か月平均)190時間以下

直近1年間での常用雇用の年次有給休暇平均取得日数が5日以上

(3) **従業員25人以上の従業員**のいる法人であること。

※グループとして一体経営している法人は、原則グループ単位で申請すること

※ここでいう「従業員」とは、社長、役員および直接雇用の正社員・契約社員・嘱託・週20時間以上勤務のパート/アルバイトを指します。海外出向者、直接雇用ではない派遣社員等は含みません。)

(4) **法人設立後3年以上**であること。

(5) 過去1年以内に **M&Aを終了した結果、従業員数が25%以上増加していないこと。**
また、その予定がないこと。

(6) 申請日から過去3年間に労働関係法令その他法令に係る重大な違反がないこと。

(7) 暴力団等と関りがいないこと。

(8) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行っていないこと。

(9) 広島県の県税を滞納していないこと。

(10) 当該年度において、すでに本補助金に係る交付決定を受けていないこと。

4 補助対象経費

広島県の指定する民間調査会社が有する、「働きがい」の現状を調査・分析するサービス利用経費及びアフターフォローサービス利用経費が補助対象経費となります。

本補助金の補助対象経費は次のとおりです。

<p>指定の 民間調査会社</p>	<p>Great Place to Work® Institute Japan (株式会社 働きがいのある会社研究所) (以下、「GPTW」という)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>Great Place to Work® について</p> <p>世界約 60 カ国以上で「働きがいのある会社」を世界共通の基準で調査分析し、一定の基準に達した会社を各国の有力なメディア等で発表する活動を行っている。日本では 2005 年から活動を始め、2007 年に日本において初めて、日本における「働きがいのある会社」ランキングが日経ビジネス誌に掲載された。</p> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin: 10px 0;">  <p>GPTW のホームページは左記よりご確認ください。 https://hatarakigai.info/</p> </div>
<p>対象経費</p>	<p>① 「働きがい」の現状を調査・分析するサービス利用経費 (「働きがいのある会社」調査実施経費)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「働きがいのある会社」調査について</p> <p>「働きがいのある会社」調査は、「働く人へのアンケート」と、「会社へのアンケート」の 2 つのアンケートで構成されている。調査の結果が GPTW の定める一定の水準を超えた企業は「働きがい認定企業」、さらにその上位企業は「働きがいのある会社」ランキングとして GPTW のホームページ等で発表される。</p> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin: 10px 0;">  <p>「働きがいのある会社」調査は左記よりご確認ください。 https://hatarakigai.info/survey/</p> </div> <p>② アフターフォローサービス利用経費 (調査結果分析レクチャー(オンラインセミナー)受講経費)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>調査結果分析レクチャー(オンラインセミナー)について</p> <p>「働きがいのある会社」調査実施後のアフターフォローサービス(オンラインセミナー)。セミナーでは、GPTW コンサルタントにより、①働きがいモデルの説明 ②スコアシートの読み取り方 ③自社分析 ④アクションプラン 等の説明がある。</p> </div>

《留意事項》

- 本補助金の交付を受けるには、以下の2つの要件を満たす必要があります。
 - ① 「働きがいのある会社」調査の実施
 - ② 調査結果分析レクチャー（オンラインセミナー）の受講

※①「働きがいのある会社」調査の実施のみでは補助金の交付を受けることはできません。
調査結果分析レクチャーは、「働きがいのある会社」調査をGPTWのホームページより申し込んだ後、GPTWより詳細の案内があります。

- 本補助金の交付を受ける場合、「働きがいのある会社」調査は、ベーシックプラン以上のプランでの申込みが必要です。（ライトプランでの申込みは不可）

- 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費となりません。
 - (1) 取引に係る消費税及び地方消費税
 - (2) 支払いの際に生じる振込手数料
 - (3) 交付決定前に申し込んだ「働きがいのある会社」調査・調査結果分析レクチャー（オンラインセミナー）受講に要する経費
 - (4) 「働きがいのある会社」調査への申込み、調査の実施、調査結果分析レクチャー（オンラインセミナー）の受講、GPTWへの支払いまでの一連の手続きが、補助対象期間内（交付決定から令和4年3月31日まで）に行われていない場合の経費

- 「働きがいのある会社」調査は、働く人が250人未満の場合、全ての働く人を対象として実施する必要があります。働く人が250人以上の場合、全数調査もしくはサンプリング調査のいずれかの選択が可能です。

- 「働きがいのある会社」調査に先立って、「社長からの手紙」を配付し、調査を行うことを事前に従業員に告知する必要があります。

- その他、「働きがいのある会社」調査を実施する上での留意点については、GPTWのホームページより確認してください。



<https://hatarakigai.info/survey/consideration.html>

5 補助額

区分	対象経費	交付 上限額
従業員 99 人以下 の補助対象者	「働きがい」の現状を調査・分析するサービス利用経費 (「働きがいのある会社」調査実施経費)	15 万円
	アフターフォローサービス利用経費 (調査結果分析レクチャー (オンラインセミナー) 受講経費)	4 万円
従業員 100 人以上 の補助対象者	「働きがい」の現状を調査・分析するサービス利用経費 (「働きがいのある会社」調査実施経費)	25 万円
	アフターフォローサービス利用経費 (調査結果分析レクチャー (オンラインセミナー) 受講経費)	4 万円

■ 「働きがいのある会社」調査実施経費について

企業規模	基本費用 ※ (ベーシックプラン)	調査費用
従業員 25～99 名	20 万円	800 円 × 調査対象人数
従業員 100～999 名	30 万円	800 円 × 調査対象人数

※別途消費税、オプション料金 (オプションを追加した場合) ががかかります。

※広島県内企業が「働きがいのある会社」調査を受ける場合、基本費用から 5 万円の値引きが適用されます。(その他の割引サービスとの併用は不可)

GPTW のホームページより「働きがいのある会社」調査を申し込んだ後に、GPTW から送付される本申込書に値引き適用後の金額が提示されます。

■ 調査結果分析レクチャー (オンラインセミナー) 受講経費について

【受講費】 2 万円 + 税 / 人

※11 月、12 月、1 月、2 月の 4 日程で開催される予定です。

4 日程のうち 1 日を選んで受講ください。

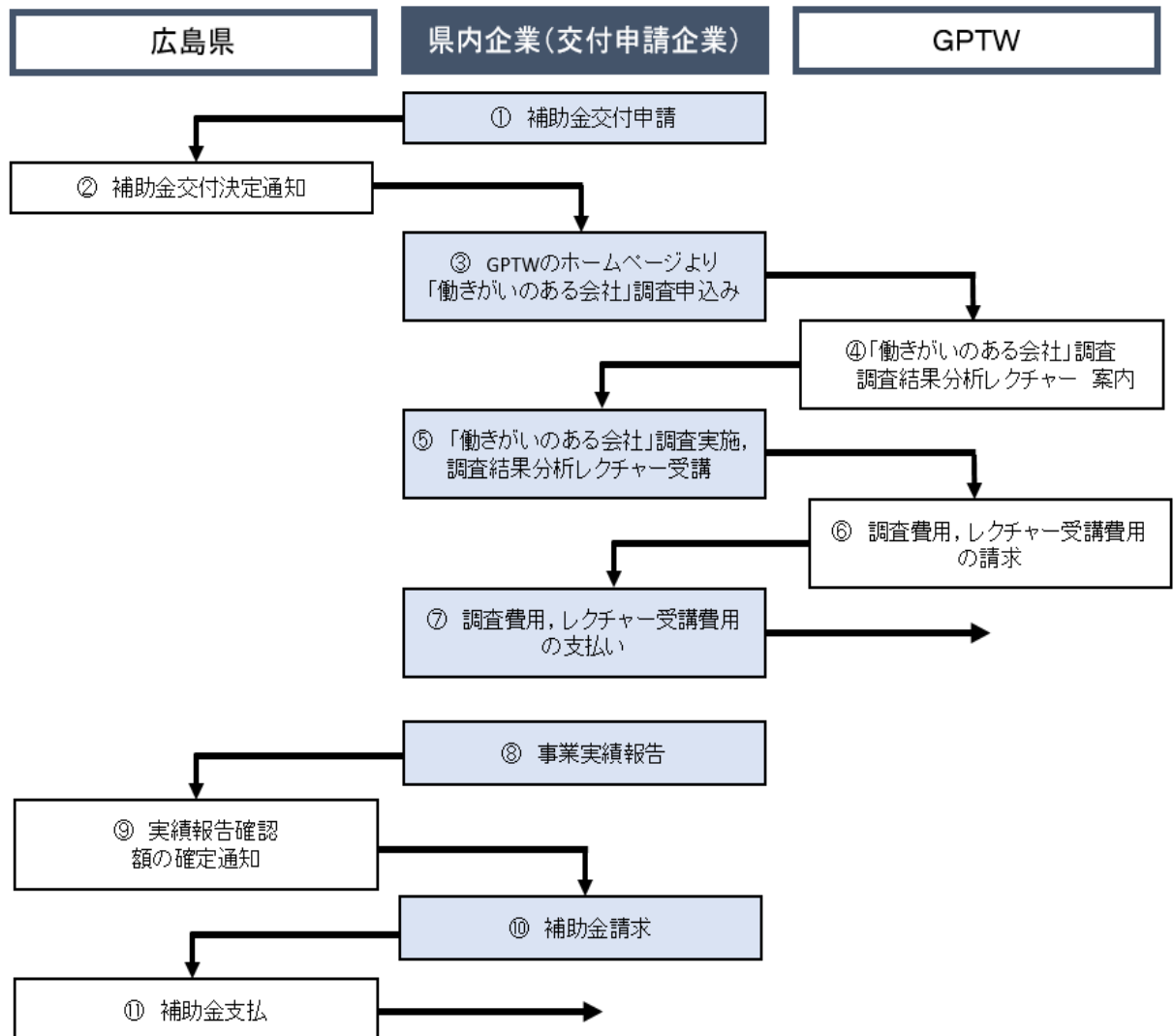
日程等の詳細は、「働きがいのある会社」調査に申し込んだ後に、GPTW 担当者から案内があります。

6 補助金の支払い

補助事業終了後に実績報告書を県に提出する必要があります。実績報告確認後、補助金を支払います。

7 事業の流れ

本補助金の交付を受けようとする場合、事前に県に補助金の交付申請をする必要があります。交付決定後、速やかにGPTWのホームページより「働きがいのある会社」調査に申し込んでください。



8 申請手続き等

申請書の 受付期間	第1回受付 令和3年5月10日（月）～令和3年6月18日（金） 第2回受付 令和3年7月1日（木）～令和3年9月30日（木）
提出資料	① 申請書（別記様式第1号） ② 別紙1 ③ 企業・団体概要資料（パンフレットなど補助対象者の活動内容が分かるもの） ④ 県税に係る納税証明書（未納がないことの証明書）
提出先	広島県 商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課 働き方改革推進グループ 〒730-8511 広島市中区基町 10-52
提出方法	持参又は郵送 《持参の場合》 広島県庁東館3階までお越しください。 受付時間：9:00～12:00, 13:00～17:00 《郵送の場合》 封筒の表に「働きがい向上促進支援補助金」と朱書きし、 書留又は特定記録郵便で送付してください。

9 補助事業の実績報告について

交付決定を受けた補助対象者は、次のとおり事業の実績報告を行う必要があります。

提出期限	補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日 又は令和4年4月10日のいずれか早い日まで
提出資料	① 実績報告書（別記様式第4号） ② 添付書類 ・「働きがいのある会社」調査本申込書の写し ・調査結果分析レクチャーを受けて作成するアクションプラン ・GPTWからの請求書及び支払いが確認できる書類の写し

10 補助事業期間

交付決定日から令和4年3月31日まで

11 交付決定予定件数

第1回受付 20件程度

第2回受付 10件程度 第2回受付は、応募申請書を随時審査、交付決定します。

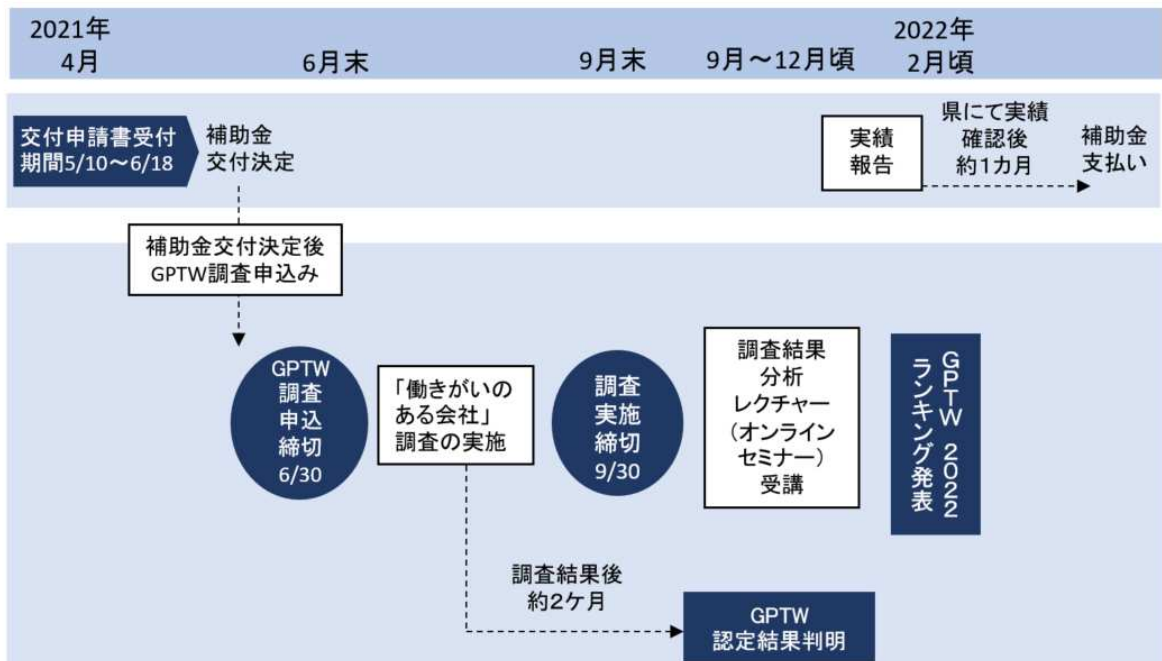
12 選定方法

公募要領に則って申請された応募申請書に基づき、内容を審査し交付決定します。

13 スケジュール

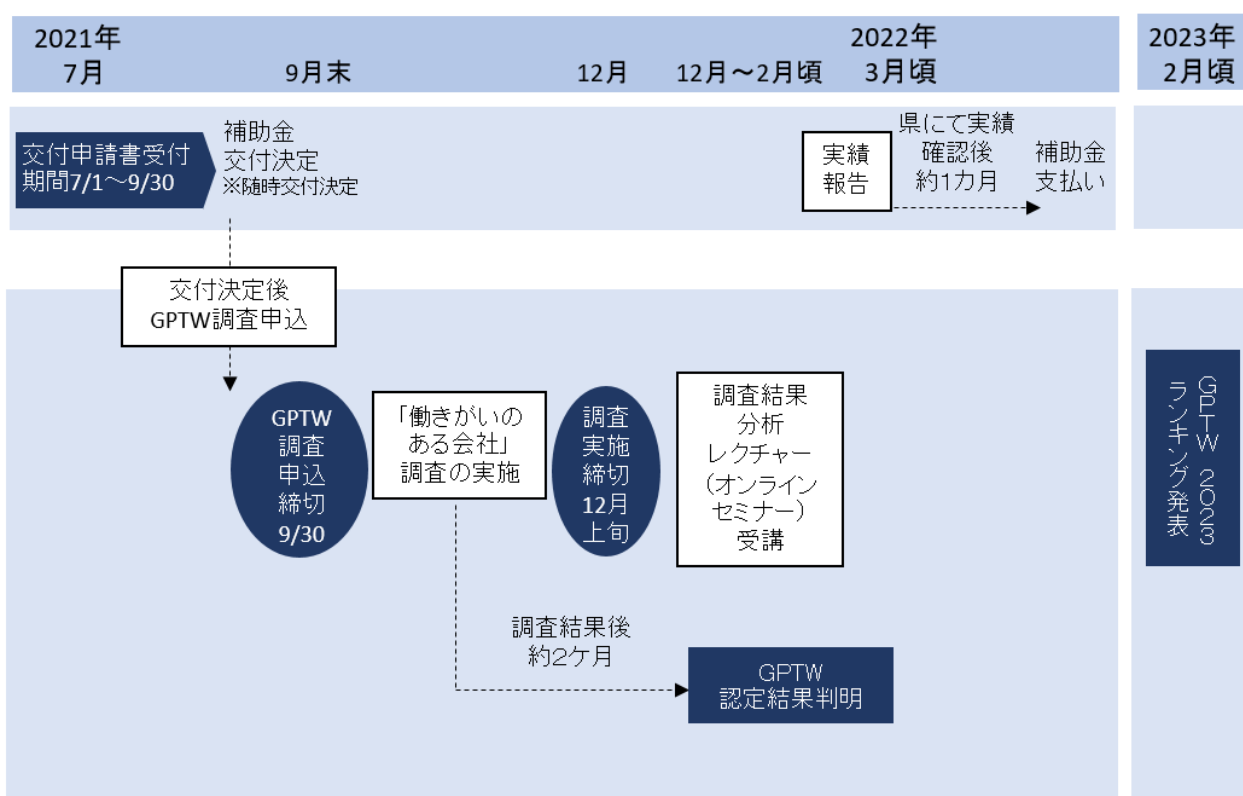
第1回 受付期間 申請企業

- 第1回受付期間に申請し交付決定された申請者は、「働きがいのある会社」調査の申込みをGPTWのホームページより2021年6月30日（水）までに必ず行ってください。
- 調査実施によりGPTWの定める水準を超えた場合、「働きがい認定企業」として発表されるとともに、2022年「働きがいのある会社」ランキングに選出される可能性があります。（2022年ランキングは、2022年2月頃発表予定）



第2回 受付期間 申請企業

- **第2回受付期間**に申請し交付決定された申請者は、「**働きがいのある会社**」調査の申込をGPTWのホームページより**2021年10月8日(金)までに必ず行ってください。**
- 調査実施によりGPTWの定める水準を超えた場合、「**働きがい認定企業**」として発表されるとともに、**2023年「働きがいのある会社」ランキング**に選出される**可能性があります。**(2023年ランキングは、2023年2月頃発表予定)



14 その他

(1) 補助事業の交付条件の変更等について

交付決定を受けた後、従業員の増減等により交付の前提となる条件が変更となった場合は知事の承認を受ける必要があります。

(2) 経理及び証拠書類等の保存について

補助事業者は、本補助金に係る経費についての収支を明確にした帳簿、及び補助金交付の根拠となった書類を整備して、本補助事業が完了した日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日まで保存しなければなりません。

(3) 県監査委員検査への対応について

本補助事業終了後に、県監査委員が実地検査に入る場合があります。その際は、検査への協力をお願いします。

(4) 申請書等の作成経費について

本事業の申請にあたって要した申請書等の作成経費は、選定の可否を問わず、一切支給しません。

(5) フォロー調査への協力について

本補助事業終了後、交付を受けた補助対象者の働き方改革（働きがい向上）の取組や効果について、アンケート等各種調査を行う場合がありますので、協力をお願いします。

(6) 提出された応募書類等の取扱いについて

提出された応募書類等の企業情報については、本事業実施のために使用することとします。ただし、本補助金の交付を受けた場合は、必要最低限の情報（企業名、補助金額など）は、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の適正な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

(7) 寄附制限について

政治資金規正法第22条の3第4項の規定により、広島県から補助金等（一部例外を除く）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、交付決定の通知を受けた日から1年間、広島県議会の議員若しくは長に係る公職の候補者（候補者となろうとする者及び公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体（政党等）に対して政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。本補助金は、上記の一部例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等）には該当せず、寄附制限が適用されるものと判断しています。

記載例

別記様式第1号（第7条関係）

令和3年 ●月 ●日

広島県知事様
(働き方改革推進・働く女性応援課)

所在地 ●●●●●●●●

名称 株式会社●●●●●●

代表者氏名 ●●●●●●

印

令和3年度 広島県働きがい向上促進支援補助金交付申請書

広島県働きがい向上促進支援補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を申請します。

添付書類

- ・別紙1
- ・企業・団体概要資料（パンフレットなど補助対象者の活動内容が分かるもの）
- ・県税に係る納税証明書（未納がないことの証明書）

添付書類3点を必ず提出ください。

(連絡担当者)

所属部署	●●●部	職・氏名	部長・●●●●
電話番号	●●●-●●●-●●●●	E-mail	●●●@●●●●.co.jp
住所	●●●●●●●●		

資本金の額又は出資の総額，常時使用する従業員の数を記載ください。

※P2 3 補助対象者（1）に記載の
中小企業者に該当するかご確認の上，記載ください。

1 申請者情報

資本金	●億円	従業員数	●●人	設立年月	平成●年 ●月
業種	該当箇所に✓を記載してください <input checked="" type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> ゴム製品製造業 <input type="checkbox"/> ソフトウェア業又は情報処理サービス業 <input type="checkbox"/> 旅館業 <input type="checkbox"/> 医療法人・社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
主な製品・サービス等	●●●●●				

補助事業に要する経費は、税込価格で記載してください。

■「働きがいのある会社」調査実施経費は、以下 GPTW のホームページより概算額を算出し記載してください。



<https://hatarakigai.info/estimate/index.php?id=basic>

※必ずベーシックプラン以上で概算額を算出してください。

(本補助金の適用を受けるためには、ベーシックプラン以上での申込が必要です。)

※広島県内企業が「働きがいのある会社」調査を受ける場合、基本費用から5万円の値引きが適用されますが(早期割引等の他の割引サービスとの併用は不可)、ホームページで概算額を算出する際には値引きの表示はありません。

(本補助金の交付決定後、ホームページより「働きがいのある会社」調査を申し込んだ後に GPTW より送付される本申込書に値引き適用後の金額が提示されます。)

※下記記載例は従業員数 50 名の場合の例

基本料金 200,000 円 + 実施料金 40,000 円 (800 円×50 人) + 税

■調査結果分析レクチャー受講経費は一人あたり 20,000 円 + 税

※標準参加人数は2名です。

補助対象経費は、税抜価格を記載してください。

2 交付申請額

項目	補助事業に要する経費 (円)	補助対象経費 (円)	交付申請額 (円)
「働きがいのある会社」調査実施経費	264,000	240,000	150,000
調査結果分析レクチャー受講経費	44,000	40,000	40,000
合計	308,000	280,000	190,000

■交付申請額は、以下表を参照し記載してください。

区分	対象経費	交付上限額
従業員 99 人以下の補助対象者	「働きがい」の現状を調査・分析するサービス利用経費 (「働きがいのある会社」調査実施経費)	15 万円
	アフターフォローサービス利用経費 (調査結果分析レクチャー (オンラインセミナー) 受講経費)	4 万円
従業員 100 人以上の補助対象者	「働きがい」の現状を調査・分析するサービス利用経費 (「働きがいのある会社」調査実施経費)	25 万円
	アフターフォローサービス利用経費 (調査結果分析レクチャー (オンラインセミナー) 受講経費)	4 万円

記載例

3 働き方改革 取組確認 いずれかに✓を記載してください。

「広島県働き方改革実践企業認定制度」の 認定企業である

「広島県働き方改革実践企業認定制度」の 認定企業ではないが、以下の全項目に該当している。

働き方改革に取り組んでいる。

取り組み始めた時期を記載してください。

【記載例】平成 29 年～

働き方改革の意義はあると思う。

働き方改革の方針・目標がある。

働き方改革の推進役がいる。

具体的な推進役を記載してください。

【記載例】総務部

具体的な取組がある。

具体的な取組内容を記載してください。

【記載例】

・ **テレワーク，サテライトオフィスの推進**

時間や場所にとらわれず業務を行えるように，ノート PC を配付。

サテライトオフィスを設置し，より柔軟な働き方を実現。

・ **仕事と家庭の両立支援**

法定を超える育児短時間勤務制度や，時間単位の有給休暇取得制度を導入。

・ **業務改善**

部署横断の改善活動を実施。

働き方改革の取組による成果が出ている。

具体的な成果を記載してください。

① 直近 1 年間での常用雇用者の総実労働時間（1 人あたり 1 か月平均） ●●●時間

② 直近 1 年間での常用雇用者の年次有休休暇平均取得日数 ●日

③ その他（具体的に記載ください）

上記①②の記載は必須です。算出方法は以下のとおりです。

① (A) 時間 ÷ (B) 人 ÷ 12

(A) 直近 1 年間の常用雇用者全員の総実労働時間

(B) 全常用雇用者数

※育児休業など 1 か月を超えるような長時間の休業，求職者は除いてください。

② (A) 日 ÷ (B) 人

(A) 直近 1 年間の常用雇用者全員の年次有給休暇取得日数

(B) 全常用雇用者数

※取得日数は当該年度に実際に取得した日数であり，繰り越し分を含みます。

「常用雇用者」とは期間の定めなく雇用されている労働者及び一定の期間を定めていても，その雇用期間が反復更新され，事実上期間の定めなく雇用されている労働者を御記入ください。（役員や理事であっても，常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者を含みます。また，パートタイム労働者を含み，派遣労働者・請負労働者は除いてください。）

認定企業ではない場合，全項目を満たす必要があります。該当することを確認の上，必ずチェックをいれてください。具体的な内容も必ず記載ください。

4 申告事項

以下の各項目に該当することを確認し、✓を記載してください。

- 申請日から過去3年間に労働関係法令その他法令に係る重大な違反がない。
- 暴力団等と関りが無い。
- 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行っていない。

該当することを確認の上、必ずチェックをいれてください。